

高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、高知県内に主たる営業所を有する建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者をいう。第3条第7項第9号において同じ。）のうち、高知県が発注する建設工事（同法第2条第1項に規定する建設工事をいう。第3条第5項において同じ。）の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及び入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）等について定める。

（入札参加資格者）

第2条 入札参加資格のある者は、第3条の規定により資格審査を受け、高知県建設工事入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載された者とする。

（電子情報処理組織による資格審査の手続）

第2条の2 資格審査（第7条後段の規定による入札参加資格の承継に係る書類の提出、第8条の規定による会社の合併等による入札参加資格の承継の審査及び第10条第1項の規定による入札参加資格の再審査を除く。以下同じ。）は、高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（令和3年高知県規則第72号）第4条第1項に規定する電子情報処理組織であって資格審査に係るもの（以下「高知県入札参加資格共同電子申請システム」という。）を使用する方法により行うものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、電子情報処理組織による資格審査の手続について必要な事項は、高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成16年高知県条例第65号）及び高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の定めるところによる。

（資格審査）

第3条 資格審査は、当該資格審査を申請する日（以下この条において「申請日」という。）前の直近の10月1日を審査基準日として実施する。

2 資格審査は、原則として2年ごとに実施するものとする。ただし、知事が必要があると認めるときは、当該年度以外においても実施することができる。

3 前項本文の規定により実施される資格審査に係る入札参加資格の有効期間は、申請日の属する年度の翌年度の4月1日から2年間とする。

4 第2項ただし書の規定に基づき実施される資格審査に係る入札参加資格の有効期間は、申請日の属する年度の翌年度の4月1日から1年間とする。この場合において、資格審査は、第1項の規定にかかわらず、申請日の属する年度の前年度の10月1日を審査基準日として実

施するものとする。

5 資格審査は、建設業法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類（第7項第1号において「工事種類」という。）ごとに行い、経営事項審査（同法第27条の23第2項に規定する経営事項審査をいう。以下同じ。）の総合評定値と、知事が別に定める審査項目の評価点の合計値（次項第2号において「地域点数」という。）との合計（第9条において「総合点数」という。）に基づき資格者名簿への登載を行う。

6 資格審査を申請しようとする者は、第1項又は第4項後段の審査基準日（以下「審査基準日」という。）の属する年度の11月30日の午後10時までに、知事が別に定めるところにより、次に掲げる事項を当該資格審査を申請しようとする者の使用に係る電子計算機から高知県入札参加資格共同電子申請システムに入力して申請を行わなければならない。ただし、高知県入札参加資格共同電子申請システムに障害が発生した場合その他知事が必要があると認めるときは、資格審査の申請の方法又は期間を別に定めることができる。

- (1) 知事が別に定める高知県建設工事競争入札参加資格審査申請書（県内業者）に記載すべきこととされている事項
- (2) 知事が別に定める地域点数の審査に必要な書類に記載すべきこととされている事項
- (3) 知事が別に定めるところにより添付すべきこととされている年間委任状（提出の必要がある者のみとし、様式は、適宜とする。）
- (4) 知事が別に定めるところにより添付すべきこととされている審査基準日の前日（第2項ただし書の規定に基づき実施される資格審査にあつては、申請日前の直近の9月30日）までに納期限の到来した国税、県税及び市町村税の納税証明書
- (5) 前各号に掲げる書類のほか、知事が必要であると認める書類

7 次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査を申請することができない。

- (1) 資格審査を申請する工事種類について、審査基準日（第2項ただし書の規定に基づき実施される資格審査にあつては、申請日前の直近の10月1日）までに建設業法第3条第1項の許可（以下「建設業の許可」という。）を受けていない者
- (2) 審査基準日前の直近の7月末日（第2項ただし書の規定に基づき実施される資格審査にあつては、申請日前の直近の7月末日）までに終了した事業年度に係る経営事項審査を受けていない者
- (3) 審査基準日の前日（第2項ただし書の規定に基づき実施される資格審査にあつては、申請日前の直近の9月30日）までに納期限の到来した国税、県税又は市町村税を滞納している者。ただし、申請日までに完納した場合は、この限りでない。
- (4) 県内の市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業員がいる者（資格審査を初めて申請する者（以下この号において「新規申請者」という。）を除く。）にあつては個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をしていない者で当該市町村において個人住民税を特別徴収するための手続を申請日までにしていないもの、県内の市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業員がいる者のうち新規申請者にあつては個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をする旨の誓約を申請日ま

- でにしない者、県内の市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業員がいない者
にあつては個人住民税を特別徴収すべき従業員が生じたときに個人住民税の特別徴収
義務者として個人住民税の特別徴収をする旨の誓約を申請日までにしない者、県内の市
町村において新たに事業を開始しているが個人住民税の特別徴収義務者に該当するか否
かの判断がされていない者にあつては個人住民税の特別徴収義務者に該当することとな
ったとき（個人住民税を特別徴収すべき従業員が生じたときを含む。）に個人住民税の
特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をする旨の誓約を申請日までにしない者
- (5) 手形又は小切手の不渡り事故を引き起こし、銀行当座取引を停止されている者
- (6) 破産者で復権を得ないもの
- (7) 前各号に掲げる者のほか、経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (8) 次のいずれかに該当するものとして知事が認める者
- ア 暴力団（高知県暴力団排除条例(平成 22 年高知県条例第 36 号)第 2 条第 1 号に規
定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）
- イ 暴力団員等（高知県暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。
以下この号において同じ。）
- ウ 役員等（法人にあつては代表役員等及び一般役員であつて経営に事実上参加して
いる者を、法人以外の団体にあつては代表者、理事その他これらと同等の責任を有
する者を、個人にあつてはその者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他
いかなる名称を有するものであるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所
の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。
以下この号において同じ。）が暴力団員等に該当するもの
- エ 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、ま
たは雇用しているもの
- オ 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの
- カ 役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体をいう。）若しくは第三者
の利益を図り、又は第三者に危害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員
等を利用しているもの
- キ 役員等が、いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対し
て、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極
的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
- ク 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与し
ていると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの
- ケ 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に
関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの
- コ アからクまでに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非
難されるべき関係を有しているもの
- (9) 次に掲げる規定による届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務があ

る者に限る。)

ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条

イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条

ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条

（資格審査の結果の通知及び公表）

第 4 条 知事は、資格審査の結果を知事が別に定める資格決定通知書に記載すべきこととされている事項を知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、高知県入札参加資格共同電子申請システムにより資格審査を申請した者に通知するとともに、高知県土木部土木政策課内に設けられた高知県建設業者許可書類閲覧所等において公表するものとする。

（申請内容の変更の届出）

第 5 条 資格審査を申請した者又は資格者名簿に登載された者は、申請内容の変更があったときは、直ちに、知事が別に定める高知県建設工事競争入札参加資格申請書記載事項変更届に記載すべきこととされている事項を当該変更の届出をしようとする者の使用に係る電子計算機から高知県入札参加資格共同電子申請システムに入力して知事に届け出なければならない。

（入札参加資格の取消し）

第 6 条 知事は、有資格者名簿に登載された者（以下「有資格者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、入札参加資格を取り消すものとする。

- （１） 建設業の許可を取り消されたとき。
- （２） 第 3 条第 6 項各号に掲げる書類の重要な事項について、故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。
- （３） 第 3 条第 7 項第 5 号から第 9 号までのいずれかに該当することとなったとき。
- （４） 入札参加資格を辞退したとき。
- （５） 建設業の許可の更新を受けずに当該建設業の許可の有効期間が満了したとき。

（入札参加資格の承継）

第 7 条 有資格者である個人（以下この条において「有資格個人」という。）が法人組織に変更し、法人として建設業の許可を受けた場合又は無資格者（資格者名簿に登録されていない者をいう。次条第 1 項において同じ。）である個人が有資格者個人から営業の譲渡（相続を含む。）を受け、個人として建設業の許可を受けた場合において、営業の同一性が認められるときは、入札参加資格を承継するものとする。この場合においては、知事が別に定める高知県建設工事競争入札参加資格承継申請書及び知事が必要があると認める書類を知事に提出しなければならない。

(会社の合併等による入札参加資格の承継の手続)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、合併等の日の翌日を審査基準日とみなし、申請により随時資格審査を行い、資格者名簿に登載するものとする。

- (1) 有資格者と他の有資格者又は無資格者とが合併した場合
- (2) 有資格者又は無資格者が他の有資格者から営業の全部又は一部を譲り受けた場合
- (3) 有資格者が会社分割を行ったことにより、入札参加資格に関する営業を承継した(会社分割により新たに設立する会社に承継するときを含む。) 場合
- (4) 有資格者と他の有資格者又は無資格者とが中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に基づく協業組合を設立した場合

2 前項第2号又は第3号に該当する場合において、営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社が引き続き入札参加資格の一部を有するときは、当該営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社は、営業の一部を譲り受けた会社又は入札参加資格に関する営業を承継した会社と同時に資格審査を申請しなければならない。

(資格審査の特例)

第9条 第3条第5項の規定にかかわらず、前条第1項第1号の規定による合併会社、同項第4号の規定による協業組合又は中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合である場合における総合点数の算定方法等については、知事が別に定める。

(入札参加資格の再審査)

第10条 有資格者が次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。この場合においては、当該有資格者の申請により入札参加資格の再審査を行うものとする。

- (1) 会社更生法(平成14年法律第154号)による会社更生手続開始の申立てを行ったとき。
- (2) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号)による特定債務等の調整に係る調停の申立てを行ったとき。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てを行ったとき。

2 前項の規定による入札参加資格の再審査を申請しようとする者は、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 知事が別に定める高知県建設工事競争入札参加資格再審査申請書(県内業者)
- (2) 経営事項審査申請書類一式
- (3) 手続開始の決定書等の写し
- (4) 貸借対照表及び損益計算書
- (5) 前各号に掲げる書類のほか、参考となる書類

附 則

(施行期日)

- 1 この告示（平成 16 年 8 月高知県告示第 543 号）は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。
(令和 5 年 8 月中に事業年度が終了した者に係る資格審査の特例)
- 2 令和 5 年 8 月中に事業年度が終了した者は、令和 5 年度に実施される資格審査における経営事項審査の総合評定値について、令和 4 年 8 月末日までに終了した事業年度に係る経営事項審査の総合評定値又は令和 5 年 8 月末日までに終了した事業年度に係る経営事項審査の総合評定値のいずれかにより資格審査を申請することができる。
- 3 前項の規定に基づき令和 5 年 8 月中に事業年度が終了した者が同月末日までに終了した事業年度に係る経営事項審査の総合評定値により資格審査を申請する場合における第 3 条第 7 項第 2 号の規定の適用については、同号中「7 月末日（」とあるのは、「8 月末日（」とする。

附 則

この告示（平成 17 年 7 月高知県告示第 538 号）は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この告示（平成 18 年 8 月高知県告示第 556 号）は、平成 18 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この告示（平成 19 年 8 月高知県告示第 492 号）は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この告示（平成 22 年 9 月高知県告示第 522 号）は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この告示（平成 23 年 9 月高知県告示第 642 号）は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この告示（平成 26 年 9 月高知県告示第 525 号）は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この告示（平成 29 年 3 月高知県告示第 163 号）は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示（令和 5 年 8 月高知県告示第 542 号）は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この告示（令和 5 年 11 月高知県告示第 710 号）は、令和 5 年 11 月 10 日から施行する。